組合事務所の返却について

JLUニュース
No 1095（18－06）
航空連 日本航空ユニオン
中央執行委員会
2026年 10月 20日
Tel:03-5756-8690 URL http://www.jlu.co.jp e-mail honbu@jlu.co.jp

説明会を開催　組合の考えを伝える

10月16日、10:00～11:00 人財戦略部・整備本部総務部から組合事務所返却依頼について説明を受けました。内容を抜粋して報告します。

会社説明

・JALは安全のリーディングカンパニーとして組織間コミュニケーションが重要。組織を超えた話し合いができる場所がターミナルにはなく、適した場所を探しているのが背景にある
・M1/M2ビルのスペースがひっ迫しているため、施設利用状況の見直しを進めている。
・JLUの組合事務所、組合員1人当たりの占有面積は、JALFIOの約2倍、JALEC労組の約7倍。
・会議室④:2026年12月中に返却(1月から供用開始)。本部事務所①:2027年3月までに返却(4月から供用開始)を依頼。
・会社は、今後も適切な床面積を確保したうえで、組合事務所への便宜供与を継続する。

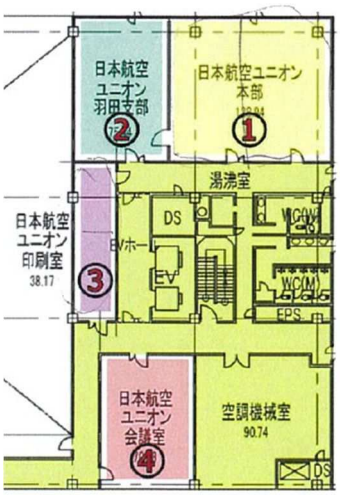

組合主張

- **必要なスペースの確保**:組合員数に対する面積比較だけでは判断できない。会議・事務作業・相談対応・資料保管に加え、中央委員会などを開催できる会議室が必要である。
- **ビル全体の利用状況の検証**:関連会社・協力会社の入居状況や仮眠室を含む他の区画・施設の利用状況も含め、全体として適切なスペース配分を検討すべきである。
- **新工場の会議室の確認**:新しいランディングギア工場に会議室を設ける計画について確認。会社「利用可能性も検討対象だが、必要なスペースを確保できるかは現時点で分からない」
- **段階的な返却の検討**:会議室を返却した後の利用状況を確認してから、本部事務所の返却を判断できないか。返却時期の間隔が短く、この依頼に対応するのは難しい。
- **代替スペースと移転条件の提示**:現在の場所に固執しているわけではないが、組合活動を継続できる代替スペースや移転条件を含めた提案が必要。職場からの移動負担も考慮し、移転先はM1・M2ビル内としてほしい。
- **歴史資料等の保管場所の確保**:組合の歴史資料などを保管する書庫スペースも必要。

今後の対応:返却する範囲や時期について、現時点で合意したものではありません。必要な機能や代替スペースも含め、会社の次の提案を確認していきます。

【組合説明資料】

2026 年 10 月 16 日
JALI TYOISZ、TYOJGZ

日本航空ユニオン組合事務所(M2 ビル 6F)の返却について

日本航空ユニオン(以下、「貴組合」という)が組合事務所等として占有的に使用する JAL メインテナンスセンター 2(以下、「M2 ビル」という)6F の会社施設の一部について、段階的な返却にご協力いただきたく、本件の概要等について、以下の通り説明させていただく。

記

1. 概要

- 現在、会社は貴組合に対する便宜供与として、会社施設である M2 ビル 6F の一部をお貸ししている。
- M2 ビル 6F に位置する貴組合事務所は 4 つのエリア[合計 313 ㎡]に分かれており、①は本部事務所として、②④は会議室として「中執会議」等で使用されていると認識している。
- JAL エンジニアリング労働組合(以下、「JALEC 労組」という)、および、JAL 労働組合(以下、「JALFIO」という)の組合員 1 名あたり床面積と比較しても、貴労組はかなり広い面積を占有している状況にある。
  【参考】 M1/M2 ビルにおける 3 労組(JLU/JALFIO/JALEC 労組)の組合事務所面接を比較した場合、JLU 組合員 1 名あたりの占有面積は、JALFIO の約 2 倍、JALEC 労組の約 7 倍の広さ
- 現在、M1/M2 ビルのスペースが極めて逼迫している状況のため、施設利用状況の見直しを進めている。
- ついては、「2.依頼内容」のとおり、貴組合事務所の一部について、段階的な返却をお願いしたい。
- なお、組合事務所としての会社施設の便宜供与は、今後も適切な床面積を確保した上で継続する。

2. 依頼内容

- 日本航空ユニオン会議室(④)を 2026 年 12 月中にご返却いただきたい。(27 年 1 月より供用開始予定)
- 日本航空ユニオン本部事務所(①)を 2027 年 3 月までにご返却いただきたい。(4 月より供用開始予定)

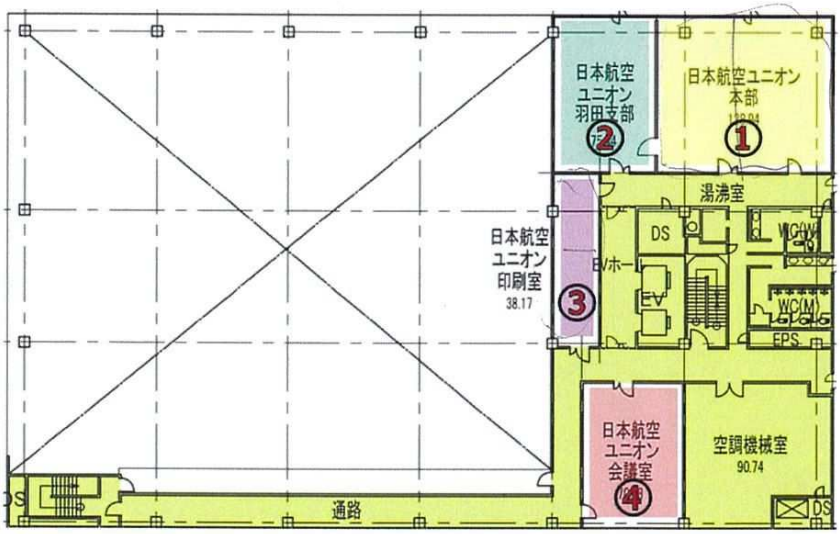

以上